

改正案	現行
<p>第一 確認審査に関する指針 (略)</p> <p>2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第六条の二第一項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第「に」において「申請等に係る建築物等」という。）が、次のイ又はロに掲げる建築物、建築設備又は工作物である場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに掲げる書類が添えられていることを確かめること。</p> <p>イ 法第六十八条の十第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）に適合する部分を有するものとする建築物、建築設備又は工作物 認定型式の認定書の写し（その認定型式が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合するものであること）の認定を受けたものである場合にあつては、認定型式の認定書の写し並びに施行規則第一条の三第五項第一号に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類。以下「認定型式の認定書の写し等」という。）</p> <p>ロ (略)</p>	<p>第一 確認審査に関する指針 (略)</p> <p>2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第六条の二第一項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第「に」において「申請等に係る建築物等」という。）が、次のイ又はロに掲げる建築物、建築設備又は工作物である場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに掲げる書類が添えられていることを確かめること。</p> <p>イ 法第六十八条の十第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）に適合する部分を有するものとする建築物、建築設備又は工作物 認定型式の認定書の写し</p> <p>ロ (略)</p>

五・六 (略)

3 申請等に係る建築物等の計画が、法第六条第一項（法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合するかどうかの審査（法第二十条第一項第一号に定める基準（同号の政令で定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであることに係る部分に限る。）又は令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に適合するかどうかの審査（次項において「構造計算の確認審査」という。）を除く。）は、次の各号に定めるところによるものとする。

一・二 (略)

三 認定型式の認定書の写し等が添えられたものにあつては、当該認定に係る建築物の部分又は工作物の部分の計画が認定型式に適合していることを確かめること。

四〇十 (略)

4・5 (略)

第二〇第四 (略)

五・六 (略)

3 申請等に係る建築物等の計画が、法第六条第一項（法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合するかどうかの審査（法第二十条第一項第一号に定める基準（同号の政令で定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであることに係る部分に限る。）又は建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に適合するかどうかの審査（次項において「構造計算の確認審査」という。）を除く。）は、次の各号に定めるところによるものとする。

一・二 (略)

三 認定型式の認定書の写しが添えられたものにあつては、当該認定に係る建築物の部分又は工作物の部分の計画が認定型式に適合していることを確かめること。

四〇十 (略)

4・5 (略)

第二〇第四 (略)